

『成年後見人制度』知っていますか?

認知症で判断能力が衰えてしまった場合、周囲の方が後見人を選び、その方の財産を不当な契約などから守ることができます。

サポート例1

財産管理

預貯金通帳など財産を預かり、管理します。病院代や施設入所費用なども預貯金から支払いを代行します。生活費を自宅へ届けることもあります。

サポート例2

施設入所サポート

ご自宅から施設へ入所が必要な方に関しては、ケアマネージャーさんと相談しながら、入所可能な施設を探します。契約の代行もおこないます。

サポート例3

生活保護申請

お金がない方も多く後見制度のサポートを受けています。必要であれば、生活保護申請を本人に代わり、市区町村長などへ申請しています。

サポート例4

遺産分割協議

本人に代わって、遺産分割協議をすることがあります。その場合、本人の法定相続分は相続しなければ家庭裁判所の許可は下りません。

実話

亡夫の妹と遺産相続。 認知症の妻は戦えるのか?!

Bさんは認知症を患っており親戚の方からのご相談でした。Bさんは夫を亡くし、相続で揉めていると。相続人は、Bさんと亡夫の妹C。相続財産としては、預貯金とご自宅でした。

Cは自分が生まれ育った家なので、**家の所有権をほしいと主張**。ですが、Bさんは夫と一緒に住んでいた家なので、**出ていきたくありません**。

私は、Bさんの後見人として、Cには家ではなく預貯金を相続することで、納得してもらおうとに働きかけました。

その後は、Bさんに代って家庭裁判所へ遺産分割調停を申し立て、結果としては、希望通り、Cには法定相続分の現金を渡すことで話がまとまりました。

ここがポイント!

- 認知症になると、裁判などに対応する事は難しくなりますが、後見人が本人の希望に添えるように、サポートします。

成年後見制度利用の費用

■ 月々2万円程度

後見人は年に1度、家庭裁判所へ報告する事が義務付けられており、その内容を見て、家庭裁判所が後見人の報酬を決めています。

また、お金がない方に関しては、国の補助制度があり、後見人の報酬を国に負担してもらおう事も可能です。

お話をお聞きした司法書士の久保先生



ダンプトラック運転手の仕事を経て、30歳になった時に自分にしかできない事は何だろうかと考えました。育ててくれた祖父母に恩返しできることはないかと考え、お年寄りに寄り添う仕事として、司法書士になることを決意しました。

2013年 司法書士試験合格
都内事務所3箇所の勤務
2017年 葛飾区柴又にて独立開業
2019年 葛飾区高砂駅徒歩3分の場所に事務所移転
現在は所員3名と共に活動中

お問い合わせ

久保司法書士事務所

東京都葛飾区高砂五丁目46番地1 433ビル3F

「ハビニアを見た」とお電話してください

03-5876-9959